

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会

電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第14回）

議事録

日時：令和元年6月11日（火曜日）15：00～17:05

場所：経済産業省別館1階104会議室

**議題**

- ・ 整合規格案の確認について

**議事内容**

○遠藤課長補佐　　では、定刻になりましたので、ただいまより産業構造審議会保安消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第14回電気用品整合規格検討ワーキングを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、審議に先立ちまして、ワーキンググループ委員の交代をご紹介させていただきたいと思います。今回よりN I T Eの古田委員の後任として松本様にご参画いただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

○松本委員　　N I T Eの松本でございます。よろしく願いいたします。

○遠藤課長補佐　　また、人事異動によりまして、三宅の後任として村中が事務局を担当することとなりましたので、よろしく願いします。

○事務局（村中）　　村中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○遠藤課長補佐　　それでは、以後の議事進行につきましては三木座長にお願いしたいと思います。三木座長、よろしく願いいたします。

○三木座長　　皆さん、こんにちは。大分しばらくですけれども。

まず、議事に入る前に委員の出欠の確認をお願いいたします。

○遠藤課長補佐　　本日は、事前に氏田委員及び熊田委員よりご欠席のご連絡をいただいております。持丸委員にあられましては出席とのご連絡をいただいておりますが、少し遅れているようでございます。

したがいまして、現時点におきましては、残る9名の委員にご出席いただいております。  
○三木座長 それでは、過半数を超えておりますので、本日のワーキングが成立することを確認します。

それでは、まず配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（村中） では、i P a dの画面のほうをご確認いただきたいと思っております。

まず一番最初に議事次第、次に資料、ワーキンググループ委員名簿、次に資料2、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について、こちらには資料2の別添1としまして整合規格案の一覧と別添2といたしまして規格概要が同じファイルに入っております。続きまして、資料3が解釈改正案、これらの規格案を別表第12に採用した場合の仕上がり案となっております。それから、最後に資料4-1から4-25までが整合確認書となっております。それぞれの規格についての技術基準省令の条文ごとに、J I Sの規格等の該当箇所を書き出した対比表となっております。

以上となっておりますけれども、皆様、i P a d資料に不具合などはございませんでしょうか。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。前回、昨年5月に行いました第13回ワーキングでは12規格のJ I S等についてご確認いただき、7月20日付で原案どおりに改正を行い、適用されております。今日は、25規格のJ I Sについて技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、今回審議する整合規格案の概要について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 今回整合規格としてご確認いただきたい25規格の概要について説明させていただきます。

お手元の資料2及び資料3をご覧ください。まず、資料2ですけれども、1.の概要についてですが、こちらは今までどおり迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行ってまいります。

続きまして、2.の改正の内容についてですけれども、今回は改正する規格数は25規格ございまして、その内訳としまして表にございますとおり、①採用済みのI E C規格に準拠したJ I Sをより新しい版に置きかえるものが19件、②未採用のJ I Sを新たに採用するものが5件、最後に③採用済みのI E C規格に準拠した暫定規格を新たに制定されたJ

I Sに置きかえるものが1件となっております。

3. の今後のスケジュールについてですけれども、会議終了後、速やかに30日間のパブリックコメントを行う予定でございます。8月以降に改正及び施行を行う予定に今のところとなっております。ただし書きに書いておりますけれども、今までどおり施行から3年間はお置きかえる前のJ I S規格、または別紙によることができるものとしたしまして猶予期間を設けたいと考えております。

変わりました、次の別添1をご覧ください。こちらは本日ご審議いただきます25規格の一覧となっております。

2ページめくりますと、資料2の別添2がございまして、後で整合確認書と併せて説明させていただきます。

次に、資料変わりました資料3をご覧ください。こちらは本日の審議内容が予定どおり改正された場合の別表第12の仕上がり案となっております。水色の網かけ部分が今回の審議によって新たに加わる予定の規格です。それから、灰色の網かけ部分については、猶予期間が平成30年9月30日、または平成30年11月30日までの規格でございまして、スケジュールどおり8月以降に改正が行われた場合は猶予期間を過ぎますので、削除する予定の規格となっております。

説明は以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明につきましてご質問などございますでしょうか。

それでは、続きまして技術基準との整合確認書の審議に入りたいと思います。資料2の別添1の一覧表に沿って、上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答いただくというように進めてまいります。

では、事務局よりお願いいたします。

○事務局（村中）　　まず、No.1のJIS C 6065、オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項（追補1）について説明させていただきます。お手元の資料2別添2をご覧ください。

別添2の1がそれに該当いたしますけれども、この規格の適用範囲としましては、オーディオやビデオといった電子機器でございます。

電気用品としましては、テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他音響機器などとなっております。

主な改正内容ですけれども、対応国際規格であるIEC60065の訂正が2015年と2016年の2度にわたり発行されておりますので、それに伴いましてリチウムコイン電池をコイン電池に置きかえるなどの改正をしております。

次に、この改正されたJ I S規格が電気用品の技術上の基準を定める省令の各条項との整合性を確認したものを説明させていただきたいのですけれども、資料4-1をご覧ください。

整合確認書のご説明につきましては、従前どおり主に非該当となっているところについて説明させていただきますと、27ページまで飛びます。27ページの一番下の第二十条から28ページにかけてですけれども、第二十条は長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。オーディオ、ビデオなどは長期使用製品安全表示の対象品目でございますので、第4項が該当し、第1項から第3項は非該当となっております。今ご説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございますので、このJ I S規格につきましては省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単ですが、こちらの規格の説明は以上です。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして何かご意見ございますか。

それでは、次の説明をお願いします。

○事務局（村中）　　一覧の2番目と3番目についてあわせて説明させていただきます。2番目のJIS C 8285、工業用プラグ、コンセント及びカプラ、それから3番目のJIS C 8283-1、家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー第1部：一般要求事項、こちらの2つは差込み接続器の規格でございますので、整合確認書の内容が類似しておりますので、まとめて説明させていただきます。

先ほどと同様にまず規格の概要について説明させていただきますので、資料2の別添2をご覧ください。資料2の別添2の2と3の部分ですけれども、この規格の適用範囲はプラグ、コンセントといった差込み接続器でございますので、2番目のJIS C 8285のほうは工業用、3番目のJIS C 8283-1のほうは電気機器の主電源用のものとなっております。

電気用品名としましては差込みプラグ、コンセント、コードコネクタボディなどが該当します。

主な改正内容につきましては、対応国際規格が改正されたため、対象となるJ I Sを改

正するとなっておりますけれども、詳細に説明させていただきますと、工業用プラグの2のほうは適用範囲が定格動作圧力を690ボルト以下となっているのを1,000ボルト以下としまして、定格電流は250アンペア以下となっているものを800アンペア以下に変更するなどの改正を行っております。

3番目の機器用カップラですけれども、こちらの改正内容も対応国際規格の変更に伴う改正ではございますが、※印部分を説明しますと、IEC60320の規格群がIEC/SC23Gにおいて構成変更が行われております。具体的にはIEC60320-2-2に規定されております機器用相互接続カップラをIEC60320-1に取り込みまして、一般要求事項とスタンダードシート及びゲージをそれぞれIEC60320-1とIEC60320-3に分割、IEC60320-2-2を廃止する作業が行われております。これに伴いまして対応するJISもIECに合わせて改正するということでして、JIS C 8283-1に機器用相互接続カップラの要求事項を追加しまして、スタンダードシート及びゲージにつきましてはJIS C 8283-3に入りますので、JIS C 8283-1からは削除などの改正を行っております。

続いて、整合確認書ですけれども、2つの規格の代表としまして、最初のJIS C 8285、工業用プラグ、コンセント及びカップラについてご説明させていただきます。資料4-2をご覧ください。

非該当部分につきましては、14ページの第十三条に電気用品から発せられる電磁波による危害の防止という条項がございます。こちらにつきましては、補足の欄に書いてございますが、一般的に通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考えております。

次の15ページの第十五条関係なのですけれども、第十五条の第1項には始動、第2項に再始動、第3項に停止について規定されております。これらにつきましては、一般的に不意な始動、再始動、それから停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当だと考えております。

続きまして、17ページの真ん中の第十七条ですけれども、電磁的妨害に対する耐性についてですが、補足の欄に書いておりますとおり、一般的に電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考えております。

同じく第十八条の雑音の強さにつきましてはですけれども、こちらでも一般的に通常の使用において電磁波による障害を発生しないことから、非該当が妥当と考えております。

最後に、18ページ下の第二十条関係ですけれども、こちらは長期使用製品安全表示制度

による表示の条項になっておりますが、プラグ、コンセント、カプラなどは対象品目ではございませんので、非該当となっております。

簡単ですが、説明は以上です。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

○三浦委員 カプラーとカプラ、カプラが正しい？

○事務局（村中） カプラです。

○三浦委員 3番が機器用カプラーになっていますが。

○事務局（村中） カプラの次の横棒は伸ばしではなくて、第1部につながるハイフンでして、まぎらわしくて申し訳ございません。

○三浦委員 もう1つ聞きたかったのは、さっき非該当のところの14ページで第十三条のところです。教えてもらいたいのですが、「適用範囲のアクセサリ」の適用範囲というのはどこかに何か記載があるのでしたっけ。なぜかという、例えば第十二条だと普通にアクセサリと書いてあって、15ページのものも普通に「アクセサリ」と書いてあるのです。ということは、「適用範囲のアクセサリ」というのは普通のアクセサリというよりも、何か違うものを意図しているのでしょうか。変な質問ですみません。

○事務局（村中） こちらJIS規格の内容のJISの条文の中の箇条1に適用範囲という項目がございます、JIS C 8285の適用範囲について書かれております。読み上げさせていただきますと、「この規格は直流または500ヘルツ以下の交流で用いる、定格動作電圧が1,000ボルト以下で、定格電流が800アンペア以下の主として屋内または屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラについて規定する」となっておりまして、恐らくここに該当するアクセサリということ指しているのではないかと思います。

○三浦委員 ある程度の適用範囲が決まっているということですね。

○事務局（村中） 今申し上げたプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラというのは「以下、アクセサリと総称する」となっておりますので、ここでいう「アクセサリ」というのは、屋内または屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラが該当していると。

○三浦委員 わかりました。ありがとうございます。

○三木座長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局（村中） それでは、一覧の4番目のJIS C 9335-2-21、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2―21部：貯湯式電気温水器の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要をご説明させていただきますので、資料2別添2をご覧ください。4番目になりますけれども、この規格の適用範囲としましては、貯湯式電気温水器でございまして、タンクに水をためてから沸かし、給湯できたり、お湯をタンク内にためておける構造のものが該当します。

電気用品名としましては、電気温水器が該当します。

主な改正内容としましては、併読する通則JIS C 9335-1への対応を図るとともに、対応国際規格であるIEC60335-2-21第6版が発行されたことに伴いまして、適用範囲に沸き上げ用電熱ヒータユニットを追加するなどの改正が行われております。

続きまして、整合確認書でございますけれども、こちらは資料4―4をご覧ください。非該当部分でございますけれども、13ページの下の部分、第十五条第3項、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分でございます。こちらにつきましては、一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当だと考えております。

続きまして、15ページの下の部分、第二十条の部分ですけれども、こちら第一号から第四号まで非該当となっております。長期使用製品安全表示制度による対象品目ではないため非該当とさせていただきます。

簡単ですが、以上です。

○三木座長 ただいまの説明、あるいは整合確認書につきまして何かご意見ございますでしょうか。

特にないようですので、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 一覧表5番目のJIS C 9335-2-25、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2―25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要をご説明させていただきますので、資料2別添2をご覧ください。5番目の部分でございます。適用範囲としましては、定格電圧が250ボルト以下の家庭用及びこれに類する電子レンジの安全性について規定されております。

電気用品名につきましては、電子レンジが該当します。

主な改正内容ですけれども、先ほどの貯湯式電気温水器と似ているのですが、併読する通則JIS C 9335-1の改正が行われましたのでその対応、及び対応国際規格が改正されたので、その発行に伴い対応国際規格の内容に合わせて主に全文見直しを図っております。取扱説明書の記載要求事項としまして例を申し上げますと、「感電に対する保護がクラス0I機器の電子レンジの取扱説明書には感電の危険があるため、設置、接続を必ず行わなければならない」旨の記載をしなければならないなどの追記する改正が行われております。

続きまして、整合確認書のご説明をさせていただきますので、資料4-5をご覧ください。非該当部分についてですけれども、後ろの方ですが、14ページの第二十条の部分でございます。電子レンジ及び複合形の電子レンジは長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、こちらの4項目が非該当となっております。

説明につきましては以上でございます。

○三木座長　ご意見ございますでしょうか。それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　一覧表6番目のJIS C 9335-2-31、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-31部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要を説明させていただきますので、資料2別添2の6の部分をご覧ください。適用範囲としましては、この規格は定格電圧が250ボルト以下で、調理用レンジ、こんろ及び類似の調理用機器の上、横、後ろまたは下に据えつけることを意図する電気レンジフード及びその他の調理煙換気装置の安全性について規定されております。

該当する電気用品名としましては、換気扇が該当します。

主な改正内容としましては、先ほどと同様、併読する通則の改正及び対応国際規格の改正の発行が行われたことに伴いまして、用語及び定義に「下向き通風システム」という用語を追加しまして、それに伴う試験条件の追加、それから長期使用製品安全表示制度に対応するための要求を追加するなどの改正を行っております。

続きまして、整合確認書のご説明をさせていただきますので、資料4-6をご覧ください。非該当部分でございますけれども、10ページの第十五条第3項の始動、再始動及び停止による危害の防止の部分でございます。こちらは、補足の欄に書いておりますとおり、一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考えております。

続きまして、13ページですけれども、第二十条の第一号は換気扇の箇所でございます、

該当しておりますが、第二号、第三号、それから14ページの第四号につきましては電気冷房機や洗濯機、テレビジョン受信機等の部分でございますので、非該当となっております。

簡単ではございますが、規格の概要説明は以上です。

○三木座長 ただいまの説明、整合確認書につきまして何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次にまいりたいと思います。

○事務局（村中） 一覧表7番目でございますけれども、JIS C 9335-2-35、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－35部：瞬間湯沸器の個別要求事項について説明させていただきます。

まず、規格の概要について説明させていただきますので、資料2別添2をご覧ください。適用範囲としましては、定格電圧が単相機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下の家庭用及びこれに類する目的で用いる、水を沸点未満の温度に加熱することを意図とする瞬間湯沸器の安全性について規定しております。

該当する電気用品名としましては、電気瞬間湯沸器が該当します。

主な改正内容としましては、併読する通則JIS C 9335-1の改正に伴う対応、それから対応国際規格であるIEC60335-2-35の新しい版が発行されたことに伴いまして、用語及び定義を見直しまして、表示の箇条で必要な予措置情報の記載を追加するなどの改正を行っております。

続きまして、整合確認書ですけれども、資料4－7をご覧ください。こちらの非該当部分ですけれども、11ページの第十五条第3項、始動、再始動及び停止による危害の防止の部分でございます。こちらは一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当だと考えております。

続きまして、13ページの下の部分の第二十条関係ですけれども、こちらは長期使用製品安全表示制度による対象品目に該当しませんので、非該当となっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○三木座長 ご意見いかがでしょうか。次に進んでよろしいでしょうか。では、お願いします。

○事務局（村中） 一覧表8番目のJIS C 9335-2-80、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性、第2－80部：ファンの個別要求事項について説明させていただきます。

資料2別添2の8番目の部分をご覧ください。適用範囲としましては、定格電圧が単相

の機器の場合には250ボルト以下、その他の機器の場合には480ボルト以下の家庭用及びこれに類する意図で用いるファンの安全性について規定するとなっております。

該当する電気用品名としましては、扇風機、換気扇、送風機、電気乾燥機、サーキュレータが該当します。

主な改正内容としましては、同様でございますけれども、併読する通則JIS C 9335-1の改正の対応及び対応国際規格IEC60335-2-80の発行が行われたことに伴いまして、適用範囲に換気扇（ダクト用換気扇）と送風機（中間ダクト用ファン等）及びサーキュレータを追加しました。それから、長期使用製品安全表示制度に対応するための要求の追加をしております。

続きまして、整合確認書でございますけれども、資料4－8をご覧ください。こちら非該当部分でございますが、9ページの第十五条第3項でございます。始動、再始動及び停止による危害の防止の部分でございます。こちらは一般的に不意な停止によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当だと考えております。

続きまして、11ページですけれども、この規格はファンの換気扇類でございますので、第二十条第一号は該当となっておりますが、第二号、第三号、第四号につきましては対象品目ではございませんので、非該当となっております。

説明は以上でございます。

○三木座長　ご意見いかがでしょうか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○事務局（村中）　一覧表9番目のJIS C 9335-2-90、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－90部：業務用電子レンジの個別要求事項について説明させていただきます。

資料2別添2をご覧ください。9番目の部分でございますけれども、適用範囲としまして定格電圧が单相の場合には250ボルト以下、その他の場合には480ボルト以下の庫内用ドアをもつ業務用電子レンジの安全性について規定しております。

該当する電気用品名につきましては、電子レンジが該当します。

主な改正内容としましては、同様に併読する通則JIS C 9335-1改正の対応を図るとともに、対応国際規格IEC60335-2-90の第4版が発行されたことに伴いまして、対応国際規格の内容に合わせて全文見直しを図られております。取扱説明書への記載要求事項の追加を

し、製品検査の試験に関する規定を追加するなどの改正が行われております。

続きまして、整合確認書でございますけれども、資料4-9をご覧ください。こちら非該当部分は14ページの第二十条第1号から4号が非該当となっております、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、非該当となっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○三木座長　ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次にまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤課長補佐　では、一覧表の10番目、JIS C 9335-2-204、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-204部：床上で用いる足元暖房用電熱ボードの個別要求事項について説明させていただきます。

まず、一覧表にありますように、この規格につきましては対応IEC規格はございません。日本独自の製品について規定されましたJIS規格でございます。

製品の概要につきましては、台所などの足元を温めるための小さな電熱ボードということでございます。

主な改正点につきましては、従来 $0.5\text{m}^2$ を超える電熱マットについて規定対象範囲としておりましたが、国内需要がなくなったということを踏まえまして、適用範囲から削除させていただいたという改正を行ったものでございます。

続きまして、技術基準との整合性確認書でございますが、非該当とさせていただきました部分についてのみ説明させていただきますと、資料4-10の10ページ目でございますが、第十五条第3項、不意な動作、停止によって人体に危害を及ぼさないかという要求事項でございますが、こういった電熱ボードにつきましては、不意に動いて人体に危害を及ぼすような要素はございませんので、この要求事項につきましては非該当が適切というように判断させていただきました。

続きまして、同じ資料の12ページでございます。ここからは技術基準省令第二十条、長期使用製品安全表示についての要求事項でございます。電熱ボードはこれらの長期使用表示の対象製品ではございませんので、第二十条の第一号から第四号につきましては非該当と扱わせていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○三木座長　ただいまの説明及び整合確認書につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

○三浦委員 国内需要がなくなったということは売っていないということですか。持っている人はいないということですか。国内需要がなくなった状況を踏まえた上での削除はいいと思うのですが、需要がなくなった状況というのは市販されていないというのを確認したいのです。気になります。

○遠藤課長補佐 0.5m<sup>2</sup>を超えるような電熱マットの製造がなくなった。需要がなくなったことに伴って製造がなくなったから、基準の適用範囲から削除するという判断に至ったものと思われます。

○三浦委員 製造はしていない？

○遠藤課長補佐 のはずですけども。

○三浦委員 それはいつごろからの話なのですか。

○遠藤課長補佐 いつから、どのような製造の推移があったのかというのは、原案作成者に確認をとらないと。今手持ちでは資料がないので恐縮ですがお答えできません。

○三浦委員 いじわる言うつもりはないのですが、こういうものに限って何か起こったりするケースもあるのでどうなのかなと。いつ需要がなくなって、市場から姿を消したのだろうという興味が湧いてしまい質問してしまいました。すみません。

○遠藤課長補佐 後ほど生産量の推移等につきましてはメール等で回答させていただいてよろしいでしょうか。

○三浦委員 生産量、細かい何枚ということが知りたいのではなく、一般的にどうなのか、それはないという話なのかなと思ったり。確かに昔、足元に敷いていたような記憶があるので、あれはどうなったのかな。受験勉強のときに足だけ温めるとか、何か敷いていたようなものがあったような……

○藤原委員 小さな「電熱マット」は、ペット用に使っているというのを聞いたことがあります。需要がなくなったことは知りませんでした。あれぐらいのサイズだと足にも使えると思いました。

○遠藤課長補佐 電熱ボードに該当する製品を自分は持っていますが、一方で、確かにやわらかい電熱マットに該当するものはあまり見かけないなという気がして。自分はこの辺の部分はすんなり受け入れられたのですけれども。

○青柳委員 マットとボードの違いって何なのですか。

○遠藤課長補佐 ボードとは発熱装置を合成樹脂、木板、金属などで覆った板状のもので、柔軟性及び弾力性をもたない機器。あまりふにゃふにゃしているとコードが曲がって

しまうので危ないから。

○青柳委員 マットってどういうのですか。あれとは違うのですよね。

○三浦委員 電気カーペットですか。

○遠藤課長補佐 とは違います。カーペットの規格はあります。

○青柳委員 どんなのかなと。みたことないなど。

○遠藤課長補佐 ボードはみかけるのですけれども、マットは余りみかけないです。だから素直に受け入れられたのですけれども、確かにおっしゃるとおり構造が簡単なゆえにバッタ屋さんで扱われる可能性が高いので、念のためそういった……

○三浦委員 削除した途端に何ごとぞということがあったらいけないなと思って。

○遠藤課長補佐 それがあるから古い品目をなかなか削れないのです。かつお節削り機とか。では宿題とさせていただくということで、ありがとうございます。

○三木座長 それでは次にまいりたいと思います。次はNo.11ですか。お願いします。

○遠藤課長補佐 一覧表11のJIS C 8281-2-1、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2ー1部：電子スイッチの個別要求事項について説明させていただきます。

お手元の資料2別添2の11番でございます。要するに半導体のスイッチング機能を利用した電子スイッチということになります。通常のオンオフに加えまして、照明の明るさを調整する部分も電子スイッチに含まれております。

対象となる電気用品名といたしましては、点滅器、調光器が該当いたします。

主な改正内容でございます。旧規格はデビエーションが多くあったのですけれども、これは後ほど説明させていただきますが、JIS C 8330の方でカバーできるということになりましたので、対応国際規格に合わせた最小限のデビエーションにとどめ、それ以外のデビエーションについては削除したということでございます。

また、この規格と新規制定のJIS C 8300との使い分けを明確にするために、適用範囲にこの規格の対象となる電子スイッチはJIS C 60364シリーズの施設で使用するものである旨追記いたしました。60364シリーズというのは何かというと、いわゆる工事事業者の方々の中ではI E C工事と呼ばれているものでございます。電気事業法の設備基準解釈第218条におきまして、国際規格に準じた電気設備についてはJIS C 60364、その個別の規格がいっぱいある規格ではございますけれども、この規格に基づいて電気設備の工事をするものとして定義されております。そういったI E C工事用のスイッチであるということ

明確にしたというものでございます。

続きまして、整合確認書に移ります。対応する I E C にほぼ準拠しておりますので、整合確認書11ページをご覧ください。第十五条第3項、不意な動作の停止によって人体や物件に損害を与えるおそれがないかという要求事項でございます。スイッチ類でございますので、そういったモーションを起こすようなパーツは含まれておりませんので、したがって一般的に不意な停止によって人体に危害を与えるおそれはないと判断いたしまして、非該当が適当であると判断させていただきました。

あとは13ページ、第二十条でございます。長期使用製品の品目にスイッチは含まれておりませんので、これらの4項目につきましてはいずれも非該当とさせていただきます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○三木座長　ご意見ございますか。

○梶屋委員　第十五条第2項だけが該当になっている。この理由というのは何なのですか。第1項、第3項は非該当となっていて、つまり11ページの一番上のものだけは該当になっている。この違いは何なのかなというのがちょっと気になったのですけれども。

○遠藤課長補佐　何かあったときにスイッチが切れる機構については非自己復帰型なので、モニターしている人間の意思によって復帰側に倒さない限り戻りませんよと。戻るものでないとだめですよという要求事項ですので、これと技術基準の要求事項、要するに再始動が行わないものでなければならないという要求事項と照らし合わせると、再始動は起こり得ないように働くので、したがって技術基準省令第十五条第2項の要求事項に J I S 規格の箇条13.101項が該当すると判断したものでございます。

○梶屋委員　ちょっと理解できない。要は、自己復帰型でないのが該当と理解……

○遠藤課長補佐　非自己復帰型なので自動的に再起動は起こらないから、J I S の規定によって満たすと判断したということでございます。

○梶屋委員　わかったようなわからないようなことなのですからけれども……

○三木座長　規定があるのだけれども、合っているのですよね。

○梶屋委員　説明を受けると確かにそうなのかなということなのですからけれども、書いたものだけでみるとなかなかわかりにくいですね。

○三木座長　それでは、次に進みたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤課長補佐　一覧表の12から14までの3規格につきましては、自動電気制御装置の規格でございまして、整合確認書の内容が同じになっておりまして、したがって、ま

とめて3規格一遍に説明させていただきます。

まず、対象となる製品の概要ですけれども、まず資料2別添2の12を見ていただきますと、自動電気制御装置の一連の規格がございまして、まず12番のJIS C 9730-1というのは、それらの一般要求事項となっているものでございます。これを併用しまして、規定されております自動電気制御装置といたしましては、話は飛びますけれども、資料3の13ページをご覧ください。13ページの上3分の1のところはJ60730-1が今回審議いただく一般要求事項、自動電気制御装置の要求事項でございます。これらを引用する形で、次の感熱式モーター保護装置から始まりまして、最後は14ページの19、電気式オイルバルブの個別要求事項まで、自動電気制御装置の規格がございまして、これらの多くの規格が参照する一般規格といたしまして、JIS C 9730-1というものが制定されておるところでございます。

主な改正内容といたしましては、用語の定義を追記したということで、その表記は分離作動した制御機能となっておりますけれども、打ち間違いでございまして、遠隔駆動型制御機能、あるいはインテリジェントグリッドといったものの、主に遠隔操作を想定した新しい機能の用語につきまして定義を追加しました。

さらに、自動電気制御装置が電池をもつ場合についてのいろいろな表記事項を追加しております。

また、インラインコード形制御装置に係る過負荷試験、あるいは電波の関係といたしましてCISPR11などを要求事項に追加したというものでございます。

次が一覧表の13、JIS C 9730-2-6でございます。こちらはこういった自動電気制御装置の中でも圧力を検出する制御装置の規格でございます。これにつきまして、対応する国際規格の改正に合わせまして、異常動作時における安全性確認のための要求事項にクラスB制御及びクラスC制御機能の要求を追加したということでございます。

最後に、3番目といたしまして、JIS C 9730-2-7、タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項でございます。これも同じく対応するIEC規格の改正に合わせまして、耐久試験におきまして電球負荷及び蛍光灯負荷の代替となる合成負荷の特性を規定した。さらに、先ほどと同様にクラスB、クラスCの制御機能の要求事項を追加したということでございます。

規格の概要は以上でございます。

続きまして、整合確認書でございますけれども、資料4の12から14まで、非該当とするものは同じものでございますので、代表いたしまして資料4-12で説明させていただきます。

す。

ずっとめくっていただきまして29ページになります。これも先ほどと同様に始動、再始動及び停止による危険の防止ということでございまして、一般的にこういった自動制御装置におきまして、不意な停止によって人体に危害を及ぼす、あるいは物件に損害を与えるような部分品がないということでございますので、この項目につきましては非該当が適切と判断させていただきました。

次は32ページから33ページ、技術基準省令第二十条の品目に該当していないということでございますので、非該当といたしました。

簡単ですが、以上でございます。

○三木座長 ただいまNo.12から14まで、3規格について説明いただきました。あと整合確認書も同時にございましたが、何かご意見ございますでしょうか。

ちょっと聞き逃したのですが、No.12の主な改正内容のところの括弧内の分離作動した何制御とおっしゃいましたか。

○遠藤課長補佐 私のワープロミスでございまして、分離作動したというのは削除していただきまして、そのかわりに遠隔駆動型制御機能の定義が追記されております。

○三木座長 よろしいでしょうか。それでは、次の説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 続きまして、No.15のJIS C 8121-1、ランプソケット類-第1部一般要求事項及び試験について説明をさせていただきます

まず、規格表の対象概要ですけれども、資料2別添2でございます。この規格は、照明器具などに組み込むことを想定しておりますさまざまなタイプのランプソケットの要求事項を規定しておるものでございます。

主な改正内容といたしましては、対応する国際規格の最新版の内容を反映するというところでございます。照明関係の規格の間での整合性を保つために、絶縁協調に関連する用語の定義を15ほど追加したということ。

あと、ランプソケット分類ごとに異なる要求事項を明確化するために、取り付け状態による分類に2つ、部分強化絶縁及び外郭づけ強化絶縁ランプソケットを追加しております。また、そのほかにも新たな分類が追記されておりますけれども、それらの要求事項を追加しております。

あと絶縁距離の判断基準というのがIEC規格ではまだ検討中でありまして、明確にはなっておりませんが、日本側からIECに提案することを前提といたしまして、判定方

法の使い分けを J I S で明確化しているということをごさいます、まず電圧の低下の有無で判断するという方法と直接絶縁距離を測定して判断するという2つの判定方法を明確にしているということをごさいます。

続きまして、整合確認書のほうでごさいますけれども、まず9ページ目でごさいます。第十三条、電気用品から発せられる電磁波が人体に影響を及ぼさないかというところでごさいますけれども、当該規格はランプソケットでごさいますので、そもそも電磁波を発するようなパーツがないということをごさいますので、人体に危険を及ぼすおそれのあるような電磁波が発生する要素がそもそもないということから、非該当が適切であると判断いたしました。

続きまして、1枚めくっていただきまして10ページ目でごさいます。第十五条第1項から第3項まで、特にモーションが発生するようなパーツ自体ランプソケットにはごさいませんので、これらの第十五条第3項につきましては、いずれも非該当が適切であると判断させていただきました。

さらに1枚めくって11ページ目でごさいます。第十七条、電磁波妨害に対する耐性、いわゆるイミュニティでごさいます。これらも単なるソケットでごさいますので、そういった影響を及ぼされるようなパーツはごさいませんので、第十七条につきましてもソケットについては非該当が適切と判断させていただきました。

1枚めくっていただきまして12ページでごさいます。雑音の強さ、発するかというのが第十八条でごさいますけれども、同様にそういった要素はソケットにはごさいませんので、非該当と判断させていただきました。

最後、12ページの第二十条の第一号から第四号まででごさいますけれども、長期使用製品の対象製品ではごさいませんので、非該当と扱っております。

簡単ですが、以上でごさいます。

○三木座長　ご意見ごさいますでしょうか。

○三浦委員　さっき遠藤さん、I E C に絶縁距離を日本側から提案とおっしゃっていたではないですか。今 I E C 自体ないから、それは日本側からの要求というのは通る？

○遠藤課長補佐　提案すると聞いていますけれども、通るか通らないかは絶対に自信があるというのは……

○梶屋委員　ただ、この考え方は従来からあるのです。要は電圧に応じて絶縁距離を保つか、固定してしまうか。やはりどんどん電子化が進んでくると、従来方式の固定した絶

縁距離は時代に合わないだろうということで、印加電圧に応じた距離にしていこうという動きはあることはあるのです。

ただ、提案の仕方だと思うのです。提案の仕方をゼネラルにするのか、それともスペシフィックなもので規定するようになっていくのかによって大分議論の行方が変わってくるのではないかなという気はします。だから反対する理由は乏しいと思います。こういう分け方にしていこうというね。

○三浦委員 それを聞いて安心しました。

○三木座長 ありがとうございます。それでは、次にまいりたいと思います。次はNo.16ですか。

○遠藤課長補佐 一覧表16番目のJIS C 8282-1、家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第1部一般要求事項について説明させていただきます。

規格の表の概要につきましては、資料2別添2の16番目にございます。

対象製品といたしましては、一般的なプラグであるとかコンセントといったものでございます。

主な改正内容でございますけれども、旧規格のデビエーションの多くは、後ほど説明しますが、新規制定のJIS C 8300でカバーできるため、対応規格に合わせた最小限のデビエーションにとどめ、それ以外は削除したということでございます。

また、先ほどと同様に本規格と新規制定のJIS C 8300との使い分けを明確にするため、適用範囲にこの規格はJIS C 60364シリーズの施設で使用するものに適応する旨、明記したということでございます。

なお、日本のプラグにつきましては、耐トラッキング性能要求事項を求めています。対応国際規格には規定されておきませんが、日本国内における安全性向上の横展開として、デビエーションとして耐トラッキング性につきましては追加したものでございます。

続きまして、適合確認書に移ります。20ページ目でございます。第十三条、人体に危害を及ぼす電磁波が発生しないかということでございますけれども、こういったプラグ、コンセントの類いにつきましては、一般的に人体に危害を及ぼすような電磁波が外部に発生するような要素は持ち合わせてございませぬので、非該当が適切と判断させていただきました。

続きまして、1枚めくっていただきまして、21ページ、第十五条の第1項から第3項でございます。こういったプラグ、コンセントの類いにおきまして、不意な始動、あるいは

不意な再始動、不意な停止によって危害を及ぼすような要素はございませんことから、いずれも非該当が適切と判断させていただきました。

次、1枚めくっていただきまして22ページ、第十七条でございます。電磁波、イミュニティの要求事項でございますけれども、こういったプラグ、コンセントの類いでございますので、そういった電磁波によって影響を及ぼすような要素がないということから、非該当が適切と判断させていただきました。

次、24ページでございます。こちら第二十条の表示につきましては、長期使用製品の対象品目ではございませんので、非該当とさせていただきます。

簡単でございますが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。

それでは、次、No.17に行きたいと思います。

○遠藤課長補佐 No.17、JIS C 9730-10、アーク溶接装置の第10部：電磁両立性（EMC）要求事項について説明させていただきます。

まず、当該規格はアーク溶接装置に関しまして、一連のシリーズ規格が出ておる中で、EMC特性について要求事項及び試験方法を定めるものでございます。その他のアーク溶接機の安全性に関する基準につきましては、既に対応する国際規格は全てJIS化され、さらに電安法の安全基準として採用されているところでございます。

それらのシリーズ規格につきましては、資料3の15ページをご覧ください。その下から5番目ぐらいのところに、まず第1部としてアーク溶接電源という安全規格がございます。これから始まりまして、次16ページの上の最後、アーク溶接装置第13部：溶接クランプという規格まで、一連のアーク溶接装置に関します安全基準を採用させていただいておるところでございます。その上にさらにアーク溶接装置のEMC特性の規格を上乗せするというものでございます。

そういった電磁両立に関するエミッション、あるいはイミュニティに関する要求事項及び試験方法について、この規格では制定しております。

続きまして、整合確認書に移ります。この規格はEMC特性に絞ったものでございますので、多くの部分につきましては既に他の規格の方で要求事項を定められておるというものでございます。したがって、逆にこの確認書につきましては、該当する部分及び補足説明が必要な部分についてのみ説明させていただきますと、4ページ目でございます。電気用品から発生する電磁波による人体の影響でございます。これにつきましては、以前

第6回のワーキングにおきまして、アーク溶接装置に関連する規格をご検討いただいた際に、アーク溶接装置全体としての人体影響、作業者に対する影響は大丈夫かというご指摘を受けましたところ、いろいろ関連する論文等を確認させていただきましたところ、現在のアーク溶接装置から発生すると思われる電磁波によって人体への影響は許容範囲内であるというほかの論文を引用させていただくことによりまして、アーク溶接装置の人体への影響につきましては、ご了解いただいたと理解しております。そのこともございまして、第十三条につきましては非該当と扱わせていただいております。

続きまして、6ページ目でございます。電磁波に対する耐性、いわゆるイミュニティでございますけれども、この規格、箇条7、イミュニティ試験というものが設定されておまして、それらによって該当するというところでございます。

1枚めくっていただきまして7ページ目でございますけれども、雑音の強さでございます。これも該当ということで、当該規格の箇条6、エミッションという項が立っておりまして、アーク溶接装置に対するエミッションの基準、あるいは試験方法が設定されているところでございます。

あと第十九条、表示ということでございますけれども、特にアーク溶接装置の電磁波特性につきまして、使用者のための制限、あるいは注意事項などを表記するという要求事項がございます。

以上、簡単ではございますけれども、アーク溶接装置につきましては以上でございます。

○三木座長　ご意見ございますでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。No.18、よろしく申し上げます。

○事務局（中井）　No.18のJIS C 8284、電気アクセサリ、家庭用及びこれに類する用途のケーブルリールについて説明させていただきます。お手元の資料2別添2のNo.18をご覧ください。

適用範囲は、定格電圧が单相の場合は50ボルトを超え250ボルト以下、ほかの全ての場合は50ボルトを超え440ボルト以下で、定格電流が16アンペアを超えない交流専用のケーブルリールです。該当する電気用品はコードリールになります。

主な改正内容をご紹介しますと、対応国際規格のIEC61242の第1版に対してアmendメントNo.1とNo.2が発行されたことに伴いまして、過度の温度に対する保護のないケーブルリールを禁止としまして、温度過昇防止装置、電流遮断装置及び故意につくった弱い部分の構造要求を追加する等の改正を行っております。

続きまして、整合確認書の概要としまして非該当の条項のみご紹介いたします。お手元の資料4-18の15ページをご覧ください。第十三条の人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないような旨の条項なのですが、こちらは一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波は、ケーブルリールの場合は外部に発生しないため非該当といたしました。

続いて同じページの第十五条の第1項については、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、また物件に損傷を与えるおそれがない旨の条項なのですが、こちらも一般的に不意な始動によって人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えるおそれがないため非該当といたしました。

続きまして、次の16ページの第十五条第3項の、不意な動作の停止によって危険になることはないという条項ですが、こちらも不意な停止によって危険になることはないので非該当といたしました。

続きまして、18ページの第二十条の第一号から第四号については、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではケーブルリールはございませんので、非該当といたしました。

簡単ですが、以上になります。

○三木座長　　ただいまの説明及び整合確認書につきまして何かご意見ございますでしょうか。

○三浦委員　　参考に聞いていいですか。改正内容のところで3行目の温度の過昇防止装置とか電流遮断装置というのはわかる。しかし、「故意に作った弱い部分の構造要求」って何ですか。この意味がわからない。故意に作った弱い部分の、例えば何を指しているのですか。

○事務局（中井）　規格の3.23項に定義がありまして、故意に作った弱い部分は抵抗器とかコンデンサーとか温度ヒューズなどの要素部品の一部であり、そういうのが壊れる、過電流とか温度が上がり過ぎたら壊れて通電しなくなるというようなものになっています。

○三浦委員　　そういうことを定義した言葉が故意に作った弱い部分という意味？

○青柳委員　　弱い部分を故意に作るのか。日本語の問題で、どこがどこにかかるのかというのがわかりにくい。

○三浦委員　　故意に作った弱い部分なんて何か変……梶屋さん、ご存じなら教えてください。

○梶屋委員　　これは設計的なテクニックで、例えば電流遮断機だとかそれ専用のデバイ

スを入れるかわりに、設計の実務でよく使われることなのですからけれども、例えばプリント基板で故意に細くしてしまうのです。過電流が流れたときにその細い部分がばちんと飛んで、要はヒューズの役割を。一般名称ではパターンヒューズとっているのですけれども、それを想定しているのではないかなと思うのです。だからそれ専用の部品を使わずに、設計的にわざと弱い部分を作って、今言いました回路状のパターンヒューズでわざと細くしてばちっと飛ばす。これは設計のテクニックでよく使われることなのです。私が直ちに思いついたのはそういう実例なのです。

○藤原委員　これはIECの原文はどのようになっているのですか。これは悪意がないので保護回路みたいなものなのですね。

○事務局（中井）　ウィークポイント。

○藤原委員　「故意」なんてないでしょう。それは故意に入れたのかな。

○三木座長　再生なんか考えていないのです。

○三浦委員　ある意味フェイルセーフで。

○梶屋委員　例えばプリント基板などだったら、それが飛んでしまったら使いものにならないので交換しないとだめなのです。

○藤原委員　過電圧かかるとショートしてしまうとか、そういうデバイスはあります。可逆的に使えます。ヒューズというのは大電流が流れたら溶けて切れてしまい、ヒューズをとりかえないといけないのですが、今はブレーカーになっていますので、ブレーカーがぼんと落ちて切れますが、ブレーカーは復帰でき、可逆的に使えます。「故意に作った弱い部分」の「故意」は日本語が適切ではないように思います。

○三浦委員　表現が悪いのでは。故意に作った弱い部分って、すみません。こだわってしまって申し訳ない。

○三木座長　悪意はないのです。

○三浦委員　今の解説があったからわかりましたが、こんなこと突っ込む人は誰もいないでしょうが、疑問に思ってしまった。すみません。

○渡邊委員　英文をそのまま訳すとそうなりますけれども、3ページの12. 11. 2のところを書いてあるように、あえて制作者が作って任意に使用者が交換できないとか、温度とか電流の設定を使用者が設定できないとか、作った人が設定している状況を制作者が故意にという意味合いだと思います。

○藤原委員　これはインテンショナルリー“intentionally”という意味で「意図的に」

ではないですか。「故意」となると「わざと」とかそういう意味にとられますので、「意図的に」の方が日本語が適切ですね。

○三浦委員 意図的にといえばすごくよくわかる。でも、それはここで勝手に変えられないですよ。

○藤原委員 「設計上」とかね。

○三浦委員 ここで変ですよとかいってもだめということですよ。

○遠藤課長補佐 そうするとJSAに日本語が変だと。

○三浦委員 言ったほうがいいと思う。誤解を招きますよ。だったら別の委員会で、これは意図的にとかそういう意味でしょうね、ということで訳を変えましようと言ったほうが、先々には良いのではないですか。また余計なお世話ですが。

○遠藤課長補佐 提案作成者等に対して、日本語の表記工夫されたい旨伝えさせていただくということで。

○三浦委員 ワーキングからの意見として。

○三木座長 どうもありがとうございました。それでは次に行ってよろしいでしょうか。それでは、次よろしく願います。

○事務局（中井） では、次のNo.19の説明をいたします。一覧表のNo.19から21までの3規格は、電線管システムの規格であり、整合確認書の内容が類似していますので、まとめて説明させていただきます。

お手元の資料2別添2のNo.19から21をご覧ください。規格概要のご紹介の前に、会議資料の差し替えについてお知らせをします。No.19の21の電気用品名について、本日差し替えを行っております。昨日まではボックスという表現があったのですが、カップリングに変更しておりますので、事前に印刷された方は修正をお願いします。お手数おかけします。

続いて、3規格の規格概要についてご説明いたします。3規格では交流1000ボルトまたは直流線1500ボルト以下の電気設備または通信設備内の絶縁電線及び／またはケーブルを保護し管理するための電線管システムを規定して、JIS C 8461-21で剛性電線管システム関係、JIS C 8461-22でプライアブル電線管システム関係、JIS C 8461-23でフレキシブル電線管システム関係の個別要求事項について規定しています。

電気用品名はそれぞれ金属製の電線管、金属製のカップリング等の金属製電線管類と合成樹脂製電線管、合成樹脂製等のカップリング等の合成樹脂製等電線管類が含まれており、

電線を保護するために使用する製品となっています。

主な改正内容をご紹介しますと、それぞれ技術基準省令解釈別表第二の将来的な廃止に向けて整合規格を整備するため、解釈別表第二の要求事項を取り込むという改正を行っています。なお、剛性電線管とは特別な処理の有無にかかわらず曲げることができないか、機械や工具を使って曲げることができる電線管をいいます。プライアブル電線管とは、手の適切な力によって曲げることができるが、頻繁な曲げ伸ばしを想定して設計していない電線管をいいます。フレキシブル電線管とは、手の適切な小さい力で曲げることができ、その電線管の寿命期間を通して頻繁な曲げ伸ばしを想定して設計している電線管でございます。

続きまして、整合確認書の概要として、非該当の条項のみご紹介いたします。3規格の代表として最初のJIS C 8461-21、21部の剛性電線管システムの個別要求事項について説明させていただきます。

お手元資料の4-19の3ページをご覧ください。第七条第1号の危険な充電部への人への接触を防ぐ条項について、電線管システムは充電部がないため非該当といたしました。

次の4ページの第十条、やけどの防止の条項について、電線管システムは電気を流さないことから温度上昇しないので、やけどの危険はないため非該当といたしました。

続きまして、第十二条、化学的危険源による危害または損傷の防止の条項について、電線管システムは一般的に有毒な材料を使用しませんので、人体に危害、または物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流失及び溶出がないため非該当としました。

続きまして、6ページの第十三条、電磁波による危害の防止の条項でございますが、電線管システムは製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため非該当といたしました。

続きまして、第十四条の無監視状態での運転に関する条項ですが、電線管システムは運転を行わないので非該当といたしました。

続きまして、第十五条についてです。始動、再始動及び停止による危害の防止なのですが、こちらも本日資料を差し替えております。非該当の理由として、一般的に始動、再始動、停止の機能はないので非該当といたしました。

続きまして、第十六条、保護協調の条項でございますが、電線管システムは製品に電気を流さないため非該当が妥当としました。

続きまして、8ページ、第十七条、電磁的妨害に対する耐性の条項でございますが、電

線管システムは製品に電流を流さないことから電磁的妨害による誤動作はないので非該当といたしました。

続きまして、第十八条の雑音の強さ、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないかという条項ですが、電線管システムは製品に電気を流さないことから電磁波が発生しないので非該当としました。

最後に、9ページの第二十条ですが、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないので非該当といたしました。

以上となります。

○三木座長 　ただいまNo.19から21までの3規格をやっていただきました。何かご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、次にまいりたいと思います。次はNo.22ですね。よろしく申し上げます。

○事務局（中井） 　No.22のJIS C 61558-1、変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらの組み合わせの安全性について説明させていただきます。

お手元資料2別添2の9ページの22をご覧ください。適用範囲は変圧器、リアクトル、電源装置及びこれらを組み合わせた製品です。

該当する電気用品名は小型单相変圧器、直流電源装置です。

主な改正内容をご紹介しますと、対応国際規格のIEC61558-1第3版が発行されたことに伴いまして、継続的に保持する外部エンクロージャやハンドル及び同種のもの最高温度値を48度に低下させる等の改正を行っております。

続きまして、整合確認書の概要として、非該当の条項のみご紹介します。お手元の資料4-22の22ページをご覧ください。第十五条の第1項から第3項までですが、こちらも本日非該当の理由を差し替えたものになります。非該当の理由としては、一般的に不意な始動ですとか再始動、停止によって人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えるおそれがないため非該当としました。

続きまして、24ページの第二十条になります。こちらは長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないので非該当となります。

以上となります。

○三木座長 　何かご意見ございますでしょうか。これは小型单相変圧器と書いてあるのですけれども、用例とかどこか定義されているのですか。

○事務局（中井） 　J I Sの中では定義はなさそうです。電気用品名では定義があるの

ですが。

○三木座長 他にいかがでしょうか。

それでは次にまいりたいと思います。No.23ですか。お願いします。

○事務局（中井） No.23のJIS C 8715-2、産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第2部：安全性要求事項について説明させていただきます。

お手元の資料2別添2の10ページの23をご覧ください。適用範囲は据え置き用途を含む産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムです。該当する電気用品名はリチウムイオン蓄電池です。

主な改正内容は、別表第12としては新設ですのでございません。ちなみになぜ追加されたといいますと、今後普及しつつある家庭用蓄電池ですとかゴルフカートなどは、体積エネルギー密度によっては電安法の対象となるのですけれども、別表第12で採用しているJIS C 8712はポータブル機器用になりまして、適用範囲外となってしまうので、今回産業用リチウム蓄電池の規格を追加しております。

続きまして、整合確認書の概要として、非該当の条項のみご紹介いたします。お手元の資料4-23の8ページをご覧ください。第十三条の人に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないという条項については、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため非該当といたしました。

続きまして、10ページの第十七条について、電磁的妨害に対する耐性の条項については、一般的に電磁的妨害による誤動作はないため非該当としました。

第十八条の放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生しないという条項については、一般的に雑音を発生しないので非該当としました。

最後に、11ページの第二十条については、今までどおり長期使用製品安全表示制度の対象ではありませんので非該当としました。

以上になります。

○三木座長 ご意見いかがでしょうか。

よろしければ次に進みたいと思います。No.24ですね。お願いします。

○事務局（中井） No.24のJIS C 3010、電線及び電気温床線の安全に関する要求事項について説明させていただきます。

お手元の資料2別添2の10ページの10ページの24をご覧ください。適用範囲は電気設備の部分となり、またはこれに接続して使用される電線及び電気温床線です。なお、この規

格の電線及び電気温床線は、電気設備の技術基準の解釈の第3条から217条までの工事のもとで施工するものが該当しまして、日本独自の電気設備に使われる電線でございます。

該当する電気用品名はゴム絶縁電線、ケーブル、コード、キャブタイヤケーブル、合成樹脂絶縁電線等になります。

主な改正内容は、別表第12としては新設ですのでございません。

続きまして、整合確認書の概要として非該当の条項のみご紹介いたします。お手元の資料4-24の30ページをご覧ください。第十三条の電気用品から発せられる電磁波による危害の防止で、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないという条項については、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないので非該当といたしました。

続きまして、第十五条の1項から3項については、こちらも差し替えまして、一般的に始動、再始動、停止の機能がないので非該当としました。

第十六条について、保護協調の条項については、部品であるので保護協調の考え方は非該当といたしました。

続きまして、第十七条、32ページなのですが、電磁的妨害に対する耐性については、一般的に電磁的妨害による誤動作により安全機能に障害が生じることはないと考えられるので、非該当としました。

第十八条の雑音の強さについても、一般に放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音が発生するおそれはないので非該当としました。

続きまして、第二十条については長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないので非該当としました。

以上になります。

○三木座長 ご意見等ございませんでしょうか。

○藤原委員 教えていただければと思います。この規格はIECにはない日本独自のものということで、電線と電気温床線というのは初めて聞いたのですが、ヒーターではなくて施工のもとで使われるものなのですか。どんなものか想像できないのですが。

○事務局（中井） JIS規格の箇条3.1.17の定義では、野菜とか草花の苗の栽培に使ったり、卵のふ化とかに用いる電熱線となっております。

○藤原委員 温度を上げて霜を防ぐという。

○三浦委員 北海道などで雪を溶かすためによく外の駐車場などに敷いてある、あれの

ことですか。

○藤原委員　これは日本独自のものなのですか。IECにはない。霜の防止とか雪もそうですが、このような目的で電気を要する寒い国はありますので、そこでも使われてしかるべきかと思いました。

○三木座長　他にございますか。

よろしければ最後のNo.25に行きたいと思います。

○事務局（中井）　No.25のJIS C 8300、配線器具の安全性について説明させていただきます。

お手元の資料2別添2のNo.25をご覧ください。適用範囲は防爆形及び油入型を除く、定格電圧が100から300ボルトの交流の電路に用いる配線器具です。なお、この規格は電気設備の技術基準解釈の第3条から第217条までの日本独自の電気設備のもとで施工するものが該当しております。

続きまして、整合確認書の概要として非該当の条項のみご紹介します。お手元資料の4-25の42ページをご覧ください。第十三条の人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないという条項については、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を外部に発生しないので非該当としました。

続きまして、次の43ページですが、第十五条の第1項から第3項について、一般的に不意な始動、再始動、停止によって人体に危害を及ぼしたり物件に損傷を与えるおそれがないので非該当としました。

最後に、第二十条については長期使用製品安全表示制度の対象ではないので非該当としました。

以上となります。

○三木座長　最後になりましたけれども、ただいまの説明、整合確認書につきまして、何かご意見ございますか。

○藤原委員　1点だけ教えていただきたいのですけれども、プラグの耐トラッキング性というのがありましたよね。日本ではトラッキングによる火事がものすごくあります。この問題は別に日本だけに限らず、日本は木造だという認識が強いのですけれども、こういう事故は外国でもあるはずなのですが、なぜIECには対応規格がないのですか。

○遠藤課長補佐　プラグの形状が日本と海外では違っていて、そもそもほこりがたまりにくい構造になっていて、日本のは平たいところにただ刺すだけだが、ヨーロッパなど

に行く丸いものがくぼんで中に入っているの、ほこりがたまりにくい。

○藤原委員 日本でもそういうものに変えればトラッキングによる火事が減るのではと  
思いました。

○遠藤課長補佐 それから内在する問題としては、アースピンがない。そのためにフィ  
ルターをわざわざ個々につくらなくてはいけないとかそういう問題が実は内在しているの  
です。

○藤原委員 なるほど。ありがとうございます。勉強になりました。

○遠藤課長補佐 それを変えるには電安法ではなくて別の法律を変えなくてはいけない。  
ただ、我々も電気製品にとってはアースピンがないのは非常に都合が悪いので、何とかア  
ースピンを強制的にできないものですかと相談しても、事故がないとそんなのはいきなり  
改正できないといわれました。ちょっと困ったものだなと。

○三浦委員 事故が起こってから変えるのではだめじゃないですか。

○遠藤課長補佐 あとコスト的にも全部変えるとなると結構。単価はそんなに高くない  
のですけれども、ばかにならない。なかなか痛しかゆしというか。

○藤原委員 こういうトラッキング事故は外国ではないのですか。

○遠藤課長補佐 あまり問題になったとは聞いていないのです。

○藤原委員 ほこりだけの問題ではないと思うのです。例えばアジア圏とか湿度の高い  
ところではトラッキングは容易に起こり得るかなと想像できるのですけれども、気づかな  
いだけなのか、それとも欧州がこういう現象がないといってしまうと、それが世界基準に  
なってしまうと、何かおかしいなという気がするのです。

なぜかという、トラッキングの研究をしている仲間がいるものですから、全然防げて  
いない、メカニズムもよくわからない、そういうことを聞いたものですからお聞きしたの  
です。不勉強でして、ありがとうございました。

○梶屋委員 今おっしゃった点なのですけれども、典型的な事例がタイなのです。タイ  
はもともと日本のプラグがそのまま入るタイプだったのです。やはり湿度も高いし、断線  
の管理というのがまともじゃなくてずぶずぶだったのです。それを当局が随分懸念しまし  
て、今徐々にヨーロッパタイプに変わっている真っ最中なのです。だから古い家は依然と  
して日本みたいなフラットプラグなのですけれども、新しいところはほぼヨーロッパタイ  
プに。おっしゃるとおりだと思います。事故が起こって初めて動くというね。

○藤原委員 日本の場合、火事はほとんどトラッキング事故だと聞きました。家屋の火

事は、プラグのショート、アーキングで材質が劣化し、そこからの出火が原因だそうです。

○遠藤課長補佐　日本の電安法の基準では耐トラッキング性を高くしてなかなか燃えにくい材料にしてもらおうとか、そういった要求事項を追加してはいるのですけれども、構造的に変えないと本質的な問題は解決できないと。

○三木座長　他によろしいでしょうか。本日はいろいろとご質問、ご意見いただきましてありがとうございます。今回提出のありました整合規格案につきましては、特に今日はペンディングのものはありませんので、全部審査基準に適合しております、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思いません。

本日予定の議題は以上ですけれども、皆様から何かございますでしょうか。

○梶屋委員　技術基準上の問題ではないのですけれども、335系の規格といますか、J I Sの規格で、I E Cの何番が発行されたことによってこのように整合化するということなのですけれども、I E Cの規格の発行年度が意外と古いのですよね。特に335系の場合はいわゆるゼネラルリクワイアメントができて初めて適用できますので、そういう目で通則が2014年にJIS C 9335-1で出ていますよね。それ以降、例えば2015年だとか2016年に既に発行されているものがなぜ今ごろなのかなというのが。規格の発行年度をみて随分早くから発行されている規格がなぜ今なのかなというね。いわゆるスピード感の問題かなと思うのですけれども、J I S化のプロセスでいろいろと必要なフォーマリティーがあるのだらうと思うのです。

例えば2015年に発行されたことによって、今整合化の作業が進められているということに対して、私、国際的な観点からちょっと違和感を感じるなど。そういう印象をもちました。

○遠藤課長補佐　J I Sになるのが遅いという指摘は、二、三年前、海外から指摘があって、I E CをJ I Sにする作業はなるべく迅速化しようと当局から回答があって、改善しつつあると聞いてはいるのですけれども、やはり手前どもの上流側のほうで詰まっているというのはいまだになかなか難しいです。

法律も改正して、さらに迅速化できるように近々施行されますけれども、日本工業規格が日本産業規格に変わって、さらにJ I Sをつくる原案団体もいろいろな要件を満たせば国でなくてもできるという仕組みになりつつありますので、徐々にではありますが、改善されていくと理解しております。

○梶屋委員 今後に期待ということですよ。国際会議などでも以前にも申し上げたと思うのです。結構プレッシャーがあるのです。何で日本はそんなに遅いのだみたいなことをしょっちゅういわれるものですから、日本に輸入する製品メーカーなどは電安法対応を一生懸命やっているのだけれども、本当に遅いなと相変わらず憎まれ口をたたかれ続けております。徐々に改善しつつあるよと答えているのですけれども。

○渡邊委員 その件に対して、私もJ I Sに関わった身として、翻訳J I Sつくるのに非常に大変。1年とか2年かかって、その間にまた改正とかあって、その対応で先ほどもあったように日本語にならないものをどうやるかとか、そこら辺あたりが非常に難しく、やはり早くというのは考えているのですけれども、やはりそういった面で遅れ、日本の特殊性だとは思いますが、多分皆さん早くしようと思っっていると思います。

○梶屋委員 ありがとうございます。期待しております。

○藤原委員 1点だけよろしいですか。用語の話が出ましたので。私は学会しか知らないのですけれども、学術論文等で用語が乱れているのです。例えば規格の問題にしても用語が非常にわかりにくいですよ。もし独自にグループを組んで用語を翻訳されていて、それがこういう規格化になってくるとこれがひとり歩きして、学会のほうに論文等に出てくるわけです。それは査読する側にとってはちんぷんかんぷんですから、問題が起きているのです。したがって、用語を考えると、ぜひ学会からも委員を引き受けていただいて、そこで適切な日本語を考えていただければと思うのです。これは私の勝手なお願いなのです。

○渡邊委員 ありがとうございます。全くそのとおりで、用語も技術基準における第7条のところでは接触電流という言葉があるのですけれども、接触電流という言葉自体、電気で見ると安全上すごく変なイメージなので、そういったものが基準で使われているとか、そういったところをある意味修正していったということは私も思っております。

○三木座長 電気学会関連の分野の電気専門用語集というのが今ウェブ化されていて、どんどん今やっている最中なのです。これがどこまで行くか。

○藤原委員 電子情報通信学会も電気学会も両方関係したのですけれども、違うのです。文部省用語辞典がありますよね。あれも違うのです。電子情報通信学会では文科省の用語辞典にしたがった論文規定ですが、電気学会のそれは違うのです。たとえば、「グラウンド」と「グランド」は、いずれも”ground”ですが、前者は電気学会の用語、後者は電子情報通信学会のそれです。問題にしたことがあるのですけれども、電子情報通信学会はあく

まで「グランド」です。なぜか。文科省の用語辞典が「グランド」となっているからとい  
います。「グランド”grand”」なんて世の中にはないのです。グランドホテルではないのです  
から。「ウ」を入れろとやかましくいつているのですけれども。

○三木座長 用語をちゃんとしようとするとなかなか難しいですよ。

○藤原委員 ぜひ規格の方も。

○三浦委員 座長、ものを言うワーキングにしましょうよ。

○三木座長 それでは、事務局で何かございますか。

○事務局（村中） 次回のワーキンググループの開催についてですけれども、整合規格  
案の審査案件が発生しましたら開催したいと考えておりますけれども、時期としましては  
8月の下旬または9月の中旬あたりを今のところ考えております。追って日程調整のご連  
絡をさせていただきますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

○三木座長 それでは、以上をもちまして第14回の電気用品整合規格検討ワーキングを  
終了したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201